

裁判員事件における公判のあり方 盛岡地方裁判所第5号事件を題材として

藤 本 幸 二¹⁾

1. はじめに

平成21年5月に導入された裁判員裁判は、平成23年3月末までの約2年間に2099人の被告人が終局するなど、件数だけを見れば順調に運用されて来ている。しかし、当初より予想されていたことではあるが、この間には様々な問題点が法曹三者やマスメディア、一般市民より指摘を受けており、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下、裁判員法)の附則第9条に従い、施行後3年を経過した時点での制度の再検討がなされることが予定されている。

その中で、盛岡地方裁判所における裁判員裁判の実施状況は、第1号事件の公判期日が平成22年1月、つまり制度施行から6ヶ月後となるなど、比較的緩いペースでの開廷となり、平成23年9月末時点で終局したものは7件にとどまっている²⁾。本稿は、この7件の中から、平成23年2月22日から同25日にかけて開廷された第5号事件を採り上げ、裁判員裁判の、特に公判のあり方についての考察を加えることを目的とする。

筆者は当該事件に関して全公判期日を傍聴し、遅くとも5月ごろを目処として本稿を取りまとめる目算であったが、東日本大震災の発生を受けこの予定が大きくズレ込み、結局この時期での発表となったものである。とはいえ、本事例にまつわるいくつかの特質は、裁判員裁判を考察する上で着目に値する要素を内包しており、時節性をやや欠いたとはいえそれにより本稿を著す意義が減じたことにはならないと考えている。

公訴事実等具体的な内容については後述するとして、刑事訴訟法的見地からまとめるならば、本事例に見出し得る特質について以下を挙げることができるだろう。すなわち、①一部否認事件であること、②自白調書の任意性が争われたこと、③②と関連して、取調べの一部録画DVDが証拠採用されたこと、④被害者特定事項の秘匿措置が採られたこと、⑤④と関連して、証人たる被害者に対してビデオリンク方式による尋問がなされたこと、の5点である。特に②と③に関連して、「自白の任意性」に関する審理のあり方は、平成23年5月に開催された日本刑法学会第89回大会のワークショップでも論題として採り上げられるなど、近時の刑事手続における重要な課題のひとつとして広く認識されている。裁判員裁判の実務の場でそれがどのように運

1) 岩手大学人文社会科学部准教授。

2) このことが岩手県全体の治安のよさを示すものであるならば結構なことだが、一方でここからは、全国最低レベルの人口比を示す弁護士の数的不足の問題や、あるいは地検による「裁判員裁判回避」の動きも透けて見えることから、これについては全く疑問なしとはすべきではあるまい。

用されているのか、現状について情報提供することには少なからぬ意義を認めてよいだろう。

なお、この刑法学会においては、分科会IIで「裁判員事件の審理方法」それ自体がテーマとして取り上げられ、現時点でこのテーマを扱うための問題の所在が提示された。そこで、まず、ここで示された問題設定を再確認し、整理することから始めたいと思う。

2. 問題設定

まず、刑法学会分科会IIで配布された各レジュメに従い、「裁判員事件の審理方法」を検討する上での問題の所在を整理していきたい。

分科会では、まず「裁判員事件の審理方法に関する実務上の諸問題」と題した全体説明³⁾が行われ、そこで提示されたテーマに関して掘り下げた報告がなされる、という形式が採られていた。その中で比較的大きめのテーマとして挙げられていたのは、公判前整理手続と公判審理の関係、伝聞法則の運用のあり方、分かりやすい審理という目標の実現状況、の3点である。さらに「分かりやすい審理」に関しては、書面を用いた当事者の主張の要否および使用のあり方、原証拠の二次的証拠化の適正性、特に写真や映像による過度に情緒的な主張・立証の許容性、証拠と主張の区別の明確性、情状のみに関連すべき情報が罪責認定に影響する危険性、という5点がサブテーマとして言及された。

これを受けたかたちでなされた各報告では、公判前整理手続と公判審理の関係について、証拠能力の立証をどこですべきか、公判前整理手続における証拠提示命令の対象をどうするか、量刑の背景事実の情報提供はどのようになされるべきか、といった疑問が問題点として挙げられた⁴⁾。続いて、伝聞法則の運用に関しては、口頭主義・直接主義、あるいは「見て聞いてわかる審理」という考え方との関係で、特に書証の利用をどのように行うかが問題となる、という見方が示された。細かくは、第三者供述に関しては同意書面・合意書面の活用法や同意に基づかない、いわゆる二号書面・三号書面などの使用をどうするか、被告人供述に関しては被告人質問と供述調書との関係や、そもそも被告人供述調書の取調べが必要なのかどうかの問題になる場面もある、という指摘があった。また、その他の問題として、いわゆる被疑者ノートの証拠法上の位置づけや、自己矛盾供述の提示方法についても示唆がなされた⁵⁾。最後に、「分かりやすい審理」については、裁判員裁判に特有の問題として、情報量縮減の必要性が原証拠の二次的証拠化を過ぎたものにしてしまい、それに伴い証拠が変質してしまうおそれがあることや、被害者の遺体写真や生前写真などによる裁判員の情緒を過度に刺激する立証あるいは論告・弁論での同種の主張などがなされる可能性、さらに、同じく論告・弁論および冒頭陳述に関して、証拠内容への過度な言及や引用により主張と立証の区別の曖昧化が生じること、量刑証拠が罪責認定に及ぼす影響を減じるため、手続二分論的運用が検討されるべきことが問題として提示された⁶⁾。

このように、分科会における問題設定は、議論の充実ぶりを反映してか、やや広きに過ぎる

3) 杉田宗久大阪地方裁判所判事による。以下、発言内容は日本刑法学会第89回大会分科会IIで配布のレジュメおよび筆者のメモに基づく。註4)～6)についても同様。

4) 後藤昭一橋大学法学研究科教授による。

5) 松田岳士大阪大学大学院高等司法研究科准教授による。

6) 加藤克佳名城大学法学部教授による。

印象は否めなかったが、しかし、これらのすべてが、裁判員事件の審理のあり方を考える上で重要な考察基準となり得ることは疑いの余地はないだろう。

また、既述の通り、筆者は同学会のワークショップ「自白の任意性の審理」に参加し、そこでも本事例を考察する上での有用な示唆を得た。これについても少し整理しておきたい。

本ワークショップでは、本来は裁判員事件とは限定せず、刑事手続全体での自白の任意性審理に関わる問題を取り上げることが想定されていたが、ファシリテーター⁷⁾が論点の例として、任意性立証の方法としての被疑者ノート、取調べ状況報告書、いわゆる一部録画DVDを挙げていたことから、議論の対象が、特に裁判員事件におけるこれらを用いた審理、という部分に限定された感があった。その中で、問題点としては、これらの証拠の証拠法上の位置づけをどう考えるか、それらが現実的に任意性をめぐる心証形成に影響を及ぼしているのかどうか、裁判員による審理を前提としたときに、虚偽排除説と違法排除説が激しく対立している現状において、任意性の意義についてどのように裁判員に説明するのか、そもそも裁判員事件で任意性と信用性とははっきり区分して審理することが可能なのか、などが提示されたと筆者は記憶している。

これらの問題提起の多くは、本事例を「裁判員事件における公判のあり方」という観点から考察するという本稿の目的にも深く係わり合いを持つものであることは明らかであろう。以下では本事例と公判の経過について概略を述べるが、そこでもこれらの問題提起を念頭に置きながら、関連の深さに応じて記述に濃淡をつけていることは予め明記しておく。

3. 盛岡地方裁判所第5号事件

起訴状で示された公訴事実によると、被告人（30代男性）は平成22年7月、同僚の女性を殺害してキャッシュカードや現金を奪おうと企て、北上市内の山中に駐車した車内において、両手で女性の首を絞め、頭を鉄アレイで殴るなどして頭部外傷等の傷害を負わせたものの、キャッシュカードその他の強取、あるいは被害者殺害の目的を遂げなかった、とされていた。

公判前に予め発表されたスケジュールによれば、開廷は平成23年2月22日より同月25日までを予定し、最終日は判決言渡しのための開廷日とされ、審理は実質的に3日間の予定となっていた。以下、時間順に公判の経緯を略述していきたい。

①第一回公判開廷前

22日9時30分の開廷前には傍聴希望者が列をなしていたが、傍聴券の配布は先着順に行われ、希望しながら傍聴できなかった人数は数名にとどまった（なお、二日目以降は傍聴券の配布自体が行われなかった）。それでも、記者席を含めすべての傍聴席が埋まり、一部とはいえ否認事件となった本事件の審理に対する関心の深さを窺わせていた。

さらに、開廷前にはマスメディアの希望により、3分間に時間を限定した写真撮影が行われた。本稿の主題には直接関係がなく蛇足になるが、公開主義の原則に照らして、裁判員も被告人もおらず、裁判官3名と検察官、弁護士だけが座る法廷を撮影することにどれほどの意味があるの

7) 大澤裕東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授が担当。

かを深く考えさせられた3分間だった。

②冒頭手続

その後の手続はこれという問題もなくスムーズに進行し、人定質問を経て起訴状朗読がなされた。これに対して、被告人と弁護人は、被害者の首を絞め殴打するなどして傷害を負わせた事実は認めたものの、強取の意思と殺意とを否認する旨の意見を陳述して、冒頭手続は終了した。なお、裁判員は男性5名、女性1名、補助裁判員は男性と女性が1人ずつの2名からなり、20～30代と思われる男性1人を除いては年齢層が高めとなっている印象を受けた。検察側は検事3名（うち1名は盛岡地検刑事部次席検事であったが、公判を通じて直接弁論に携わることはなく、他2名に対する助言者の立場を貫いていた）、弁護人側は弁護士2名によって構成されていた。被告人はスーツを着用し、被告人用に用意された席ではなく弁護人の横に着席し、刑務官はその後ろに席を設け、そこで待機することとなった。

③冒頭陳述

続く冒頭陳述において、検察官は陳述要旨をまとめたメモを裁判官・裁判員に配布したが、説明を聞く限りではそこに証拠の一覧表が付記されていたようである。さらに検察官は通常の座席から離れたところに講面台を用意し、裁判員と向き合うかたちで立ち、視線を彼らに送りながら陳述内容を読み上げたが、これが裁判員事件であることを強く意識した行動であることは明らかであり、準備の周到さを感じさせた。陳述の中では、事件の概要、事件に至る経過、犯行の態様、事件後の被告人の対応について述べられ、それぞれについてどのような証拠に基づいて立証を行うかという点も説明された。さらに、公判前整理手続に基づく第一の争点を殺意と強取の意思の有無にある、と明示し、それぞれを判断するための基礎となるべき事実についても摘示された。また、あわせて自白の任意性の有無が争点となっていることにも触れ、「供述調書に関する事実」が取調べ過程の一部録画DVDや弁護人の接見状況一覧などにより立証される予定であることが告げられた。

これに対して弁護人側の冒頭陳述では、同じく要旨メモが配布されたが分量は少なく、証拠との関係性も言及はされなかった。内容としてはいわゆる「ケース・セオリー」⁸⁾に属するものであり、被告人には一貫して殺意が抱かれたことはなく、脅迫もしくは欺罔によって現金もしくはキャッシュカードを得ようと試みたもののそれに失敗し、その際に被害者から侮辱的な言動がありカッと首を絞めたが死んでしまうと思いを中止し、この時点で金品の取得は諦めたものの、その後騒ぎ出した被害者をおとなしくさせるために暴行をはたらき、結果傷害を負わせた、とする説明がなされた。

④検察側申請の証拠調べ1－書証・物証

休廷を挟んで審理は証拠調べに移ったが、その開始に先立って検察側より供述調書に関して全文朗読することが明らかにされた。また、書証・物証に関しては、甲号証・乙号証という呼称は用いられず、通しで振られた証拠番号によって認識されることとなった。

検察側から申請された書証・物証は1から19番までの19種類であり、証拠調べはまず1から10番までの10種類について行われることになった。書証部分はコピーがまとめられて裁判官・裁

8) 後藤貞人、河津博史「変わる刑事裁判—裁判員制度施行に向けて(第9回)裁判員裁判におけるケース・セオリー」『自由と正義』59巻8号、102-108頁、2008年。

判員に配布されたほか、大型モニターを用いたプレゼンテーションも必要に応じて行われた。内訳と証拠調べの内容は以下の通りである。

1番、被害者の受傷状況について。診断書と法医学鑑定による鑑定書、および受傷状況を写した写真が統合されたもの。ただし写真に関しては配布資料には掲載されなかった模様で、法廷の書画カメラを通じて裁判官・裁判員の小型モニターに映写されることによって提示がなされた（傍聴人への公開はなかった）。

2番、凶器となった鉄アレイと同型のもの。検察官からは、「のちほど提出するので手に取ってみてください」との発言があった。

3番、鉄アレイの押収経過報告書と販売記録。大型モニターでのプレゼンテーションにて傍聴人にも公開。

4番、犯行場所の周辺状況についての報告書。2箇所の現場に関して、航空写真、地図、昼と夜の現場写真、常に人がいる場所との距離関係などが総合的に示された。大型モニターにプレゼンテーションと書画カメラの映像を流すことにより傍聴人にも公開。

5番、自動車内および被害者着衣への血痕の付着状況。配布資料内にある写真について、口頭で補足説明。傍聴人には写真は公開されず。

6番、証人（被害者の夫）の供述調書。要旨が大型モニターでのプレゼンテーションで傍聴人にも示され、全文が朗読された。主として事件後の被害者の状況や事件に関する説明の内容について述べたものだが、処罰感情についても言及されていた。独白形式。

7番、被告人の貸金業者からの債務整理状況。表にしたものが大型モニターで傍聴人に示された。9月頃に過払い金40万円程度の返還が予定されていたことを示すもの。

8番、被告人のパチンコ店での遊技状況。遊技した日を印されたカレンダーが大型モニターに示された。

9番、証人（被告人の会社同僚）の供述調書。要旨が大型モニターでのプレゼンテーションで傍聴人にも示され、全文を朗読。以前より被告人に金を貸していたが、事件の3ヶ月ほど前から金額が大きくなり、事件当時には100万を超えていて、事件日前の数日間は返済請求を繰り返していた旨述べられていた。

10番、証人（被告人の妻）の供述調書。全文を朗読。以前から借金に苦しめられていたが、同僚への借金は把握していなかったこと、および事件当日から翌日にかけての被告人の行動についての供述がなされた。

なお、6・9・10番の各供述調書に関しては被告人側の同意があったことが明らかにされた。

検察側がこれら10種類の証拠物を裁判長に提出したところでいったん休廷となり、ビデオリンクシステムが用意された。

⑤ 検察側申請の証拠調べ2－証人尋問

開廷後、同システムを用いた証人（被害者）への尋問が行われた。映像は傍聴人には公開されず、小型モニターのみに映されたが音声はスピーカーで流されたことにより傍聴人にも聴取可能であった。

主尋問ではまず、犯行当時の状況が、順を追って被害者の心情とともに述べられたが、被告人から夫が拉致されたという話を聞かされて家を出たときに、キャッシュカードと通帳を持ってくるように言われたがそのときは持って出なかったこと、指定の場所に着いたときにそれを被告人に告げたところ不都合な様子だったので、必要ならば取りに戻ろうと提案したところ、しばらく車を走らせた後で車外で誰かと話をした様子があり（被害者はその時点で目隠しをさ

れ、ガムテープで手足を拘束されていた)、その後キャッシュカードのありかと暗証番号の確認をされたこと、などが語られた。その後、首を絞められ、頭部を殴打された状況についての尋問があり、また、それらの暴行が終わった後に被告人から事件について黙っているように言われたが、その際、「殺そうとした人のことなんか言うに決まっている」との発言があったことが述べられた。主尋問は、事件後に被害者が沈黙を破って経緯を話し始めるに至ったいきさつや、現在の身体的・精神的状況、処罰感情について触れたところで終了した。

続いて弁護人からの反対尋問が行われたが、その中ではまず、キャッシュカードおよび暗証番号をめぐるやりとりの確認がなされたが証人からは主尋問での供述内容に矛盾する発言はなかった。次に、暴行・傷害行為の態様についての弁護人からの問いかけに対して、証人は記憶が定かでない様子を示した。例として、被害者は主尋問の中で自宅を出るときから帰り着くまでガムテープで手足を拘束されていたと語る一方で、頭部を殴打された際に車外に逃げ出し、連れ戻そうとする被告人に対して橋の欄干にしがみついて抵抗した、との証言もあり、これが矛盾しているのではないかという反対尋問がなされたのに対しては、その辺りの詳細な経緯に関する記憶がない、と答えるにとどまっていた。その他、警察・検察からの事情聴取や調書作成の状況などについての確認がなされ、反対尋問は終了した。

休廷をはさみ行われた再主尋問ではやはりキャッシュカードをめぐるやり取りと、犯行後の被告人の被害者に対する発言の確認がなされた。再反対尋問では、証拠申請されていない検察官作成の調書が引用され、そこで「被告人がこのような行動に出たのは自分のせいかもしれない」と述べられていることの意図が問われた。

その後、裁判官による補充質問に移り、右陪席裁判官から、ATMでキャッシュカードが利用できる時間帯についてのやりとりの詳細が問われたが、被告人は午後9時を過ぎた場合にはキャッシュカードが利用できないと思い込んでいた様子であったのに対し、証人から、コンビニエンスストアならば9時以降でも下ろせる可能性がある旨を伝えた、とのことだった。また、証人はここで、そのやり取りがあった後に暗証番号を聞き出された、とも答えていた。

これ以外の補充質問は、暴行の状況に関するものが主となり、裁判長からは首を絞められてから殴打を受けるまでの間に場所の移動があったのかどうか質問され、それを受けて再々主尋問が行われるなどしたが、裁判員からの補充質問は一件もなされず、証人尋問は終了した。

⑥検察側申請の証拠調べ3－書証・物証

休廷をはさみ、引き続き検察側申請の証拠調べが、証拠番号11番から19番までについて行われた。これらは被告人の供述調書と、その証拠の証拠能力を争うための証拠である旨が検察官から補足された。それぞれの内容は以下の通りである。

11番、8月23日付の検察官取調べによる被告人供述調書。動機、犯行の経緯などについて述べ、それ以前になされた否認供述が虚偽であることを認める内容のもの。全体が独白形式により記述されていた。

12番、8月22日付の検察官取調べによる被告人供述調書。内容としては11番と同じく、動機や犯行の具体的状況について説明したものだが、途中、問答形式の部分が挿入されたところがあった。具体的には、首を絞めたときの態様についての供述の中で、検察官が、そのとき目隠しをしていたのかと訊いたのに対し、被告人がしていなかった、と答えた部分、車外で殴打した後に被害者を橋から突き落とそうとしたかと訊かれて、それはしていない、と返答した部分、および、犯行後に被害者を自宅に送り届ける際に、黙っているように脅迫したのではないか、という質問に対して、被告人がそれを否定した部分、の3箇所で見問答形式が用いられており、検察

官はそれをそのまま朗読した。

13番, 被告人が警察署に未決拘禁されていた8月2日から21日にかけての弁護人との接見状況記録書。それによると, 2日から19日にかけての8回と, 21日夜に9回目の接見が行われていた。

14番, 8月21日から23日にかけての検察官取調べ経過一覧表。21日には取調べが10時から18時にかけて行われ, 2通の供述調書が作成されたこと, 22日には10時から16時, 23日は14時から16時にかけて取調べがあり, それぞれ1通ずつの供述調書がつけられたこと, が記載されていた。検察官の補足によれば, 被告人が供述を翻し自白に至ったのは21日の取調べ中であり, 22・23日の取調べを受け, 24日に起訴がなされた, ということのようにだった。

15番, 盛岡地検における弁護人からの抗議記録。ここから, 本件の取調べに関する弁護人からの抗議の申し入れはなされていなかったことが明らかになった。

16番, 8月23日の取調べ過程の一部録画DVD。供述内容に被害者の実名や会社名等が含まれているとの理由で映像・音声とも大型モニターには映し出されず, 小型モニターとイヤホンを用いた再生となった。その結果, 法廷内に15分間の奇妙な沈黙時間がもたらされることとなった。再生に先立って行われた検察官の補足説明や, その後の被告人質問等から推測するに, 録画の内容は, 証拠番号11番の8月23日付供述調書の作成後, 当該供述調書を本人に黙読させていくつかの質問により確認を求め, 署名・捺印に至る一連の過程を記録したものだと思われる。カメラワーク等は定かではない。

17番, 8月21日付の検察官取調べによる被告人供述調書。内容としては, 警察による任意での取調べでの供述内容の確認が行われる中で, それが虚偽であることを認め, 「殺そうと思ったことをきちんと言います」と告げて, 自白を開始するところまでを含むものであった。

18番, 同じく8月21日付の検察官取調べによる被告人供述調書。17番を受けて, 当初は金員を騙し取ろうと考えていたがそれが不可能になったので殺害して奪取することを決意し実行に移したが, 被害者が殴打により出血したのを見て思い直し, 殺害および強取を中止した, という全体の経緯が述べられていた。それまで否認の供述をしていたことに関しては, 刑罰を受けることへの恐怖のため, と説明されていた。

19番, 被告人の戸籍謄本。被告人の戸籍上の状況が示された。

以上からもわかる通り, 検察官申請の書証・物証の証拠調べは, 用語こそ用いられなかったがいわゆる甲号証にあたる証拠と乙号証にあたるものを分け, 証人尋問をはさんでそれぞれについて証拠調べが行われた, ということになるのではないと思われる。

第一回公判はここで閉廷となり, 翌日の第二回公判では予定通り被告人質問と弁護人側申請の証拠調べがなされることとなった。

⑦被告人質問

平成23年2月23日, 第二回公判が10時に開廷された。裁判員の顔ぶれに変化はなく, 予定通り被告人質問から審理が再開された。

弁護人からの質問は, まず被告人の身上と犯行に至るまでの経緯に関するものから始まり, 犯行の計画, 実際の犯行の態様, 犯行後の被害者との会話内容など, 公訴事実に関係する質問がなされたが, その後弁護人が交替し, 検察官による取調べ状況や, その中で殺意を認めるに至った経過などの自白の任意性に関する問いかけが行われた後, 事件についての現在の心情が問われ, 被告人は, 傷害とそれに付随する心理的苦痛を被害者に与えたことに対する謝罪の弁を述べた。質問をする弁護人が途中で替わったことには, おそらく, 質問の目的そのものが変わることを裁判員にわかりやすく示そうとする目算が働いていたのではないと思われる。

る。

ともあれ、被告人は公訴事実に関して、当初は脅迫による強盗を検討していたものの、キャッシュカードと暗証番号を入手したとしてもATMに設置されている防犯カメラなどから身元が把握される危険性が高く、自分でATMから現金を引き出すことは早々に断念し、犯行当時は一貫して被害者を騙して預金を下ろさせ、現金を得ることを目的にしていたこと、およびキャッシュカードで引き出せる金額が10万円程度であると伝えられたため、100万円前後あるという定期預金を解約させてそれを得ようと考え直したことを強調した。また、暴行に関しては、首を絞めたのはあくまで、騙されていたことを知り怒り出した被害者から侮辱的な言葉を浴びせられたことが契機となったものであり、殴打に関しては、被害者が車外に逃げ出したことからパニックとなり、他人に見つからないためにとにかく鉄アレイで殴ると脅して静かにさせようとしたものがうまくいかず、焦って頭部を殴りつけたものであって、どちらにせよ殺意を抱いたことはなかった、と説明していた。

次に、自白の任意性については、8月19日の時点でそれまでの供述が虚偽であることを告げたのは確かだが、そこではあくまで先に述べたような話、つまりは殺意も強取の意思もなかったということ供述していたこと、21日の取調べで同じ話を繰り返すと、検察官から、暗証番号を聞きだして殺そうとしたのではないかと問い詰められ、被害者の怪我の様子から殺意は立証できるのだからそれ以外の話は通用しない、そうなると死刑も無期懲役もあり得る、それでも認めないなら、検事としては保釈や接見禁止解除の決定権を行使せざるを得ない、などといった脅しや、怒鳴り声、机を叩くなどの威嚇を受け、ついには、半ば投げやりに、暗証番号を聞いたということにしていい、という旨の発言をしてしまったことが述べられた。さらに、その夜の弁護人との接見では、検察官への恐怖心から取調べの話をすることができなかったこと、22日には検事から一方的に話される内容を聞かされ、うなづくようなかたちで取調べが進み、供述調書に署名した後、翌日のDVD録画の際にされたのと同じような質問をされ、そのうちいくつかに関しては回答を変えるように指示されたことにも話が及んだ。また、そのときには翌日に録画があることは知らなかったが、23日になってそれを知り、一部録画は公正ではないから拒否をしたかったものの検事への恐怖心が勝り、受け入れざるを得なくなってしまったこと、そこで実際に質問をされて、前日のものがいわば予行演習だったのだと気づいたこと、その際の検察官の口調や態度が、それまでに見たことがなかったほど穏やかだったこと、質問には前日と同様に答えたが、このままだとまずいというためらいもあり、「万が一殺すことになったとしても」などといった細かな表現のところで、真実とは違うということをしてできる限り伝えようとしたつもりだったこと、などが語られた。

ここでいったん休廷となり、その後検察官⁹⁾による質問からの再開となった。検察官はまず、犯行時の状況に関して、夫が拉致されたと被害者を騙して金員を奪うならば夫が帰ってくる前に全てを終えねばならず、被害者に定期預金を解約させてそれを引き出させ、自分のものとすることは不可能だったのではないかと被告人を質したが、被告人は、キャッシュカードで引き出せる10万円では明らかに不足であり、とにかく金が必要だったので被害者が騙されていることに気づいてしまったら仕方がない、警察に通報されたら何も知らないとシラを切ろうと考

9) ここでの質問を担当したのは、まさに被告人から脅しや威嚇を受けたと述べられたばかりの検察官その人であり、傍聴していた筆者としては強い関心を持って検事の一挙手一投足を見守っていたが、実際には、極めて主観的な表現ではあるが、不自然さを感じるほどの笑顔と明るい声での質問がなされていた。このことは非常に強く筆者の印象に残っている。

えていた旨を答えた。さらに検察官は首を絞めたときに死なせてしまうかもと思ってそれを中止したのなら、その後に鉄アレイで殴ったのはなぜなのかを質問したが、被告人は弁護人からの質問の際に語った内容を繰り返すだけにとどまった。

その後、質問は取調べの状況に関するものに移ったが、そこでは被告人が警察・検察の取調べの際に繰り返していた虚偽供述の内容が明らかにされ、被告人に対し、検察からの押し付けだとしている8月21日の調書に関しても、被告人に対して有利な記述も含まれていること、同じく22日の調書には問答形式になっている部分があり、そこでは検察からの問いかけについて被告人が否定的な回答をしていることが明らかにされており、押し付けにはなっていないことなどが確認されたが、被告人は記述内容が必ずしも有利なものとなっているとは感じておらず、また問答形式の部分については検察官から、この部分は被告人本人の供述のままでいい旨を告げられた、と回答した。検事は最後に、供述を変更して自白したこと、および取調べの中で威嚇や脅しを受けたことをなぜ弁護士に伝えなかったのか、と尋ねたが、被告人は怖くて言えなかったと繰り返すのみだった。ここで検事が交替したが、その後の質問の内容は公訴事実に関する供述全体の細かな矛盾点に関して確認し、被告人が書いた謝罪文の内容について問い質すものであった。

検察官質問の終了後、弁護人が再びいくつかの質問をして、昼休みの休廷に入った。

再開後、弁護人と検察官がそれぞれひとつずつ、取調べ状況に関する質問をした後で補充質問が行われた。ここでは3人の裁判員が初めて口を開き、それぞれひとつずつの問いかけを被告人に対して投げかけた。質問内容は以下の通りである。

問い、鉄アレイは何のために用意したのか。答え、夫が拉致され、被害者も危険な状況にあるという虚言を信じさせるため。

問い、借金の返済のため、会社を退職して退職金を使うことは考えなかったのか。答え、思いつかなかった。

問い、当日の天気はどうだったか。晴れて見通しがよかったのか。車内で首を絞めるなどしているとき、中の様子は見えていたのか。鉄アレイなどは見えたのか。答え、晴れており、月も出ていたかもしれない。車内ではルームランプが点いていたので様子はよく見えた。鉄アレイなどの物も見えていた。

その後、裁判官から、犯行状況に関する質問があったが、多くは被害者への証人尋問から得られた情報を照合する目的のものだった。最後に取調べ状況に関する問いがあり、供述内容を変えたことを8月21日の接見で弁護人に伝えたかどうかを確認されたが、被告人は伝えなかった、と回答した。

以上で被告人質問は終了し、弁護人申請の証拠調べに移った。

⑧弁護人申請の証拠調べ1－書証

弁護人が申請した書証は、名宛人が被害者代理人となっている書面（謝罪文）と、被告人の母親から被害者代理人への治療費該当額22万円の振込証明書の2点だけであった。謝罪文が朗読され、振込証明書の要旨が告知された後、続いて弁護人申請の証人である被告人の母親への証人尋問が開始された。

⑨弁護人申請の証拠調べ2－証人尋問

被告人の母親に対する、情状を中心とする尋問が行われた。主尋問では被告人の生い立ちや犯行前の経歴、借金に対する認識、被害者への謝罪や被告人更生への援助の意思などが問われ、

証人はできる限りの援助をすること、ただし被害者への治療費や慰謝料の支払いは立て替えはするものの、支払いはあくまで本人にさせたいと考えていることなどを回答した。

次に反対尋問が行われたが、そこでは犯行前までに母親が借金返済などのために被告人に援助した額が明らかにされ、さらに証人は検察官からの問いに答えて、事件当日から逮捕までの間に、被告人から言われて2万円をパチンコ代のために振り込んだ旨を証言した¹⁰⁾。

このあと休廷をはさみ補充尋問が行われた。そこでは2名の裁判員が質問を行った。内容は以下の通りである。

問い、事件が起こる前までに、パチンコ代としてお金を振り込んだことはあったか。答え、パチンコ代として振り込んだことはなかった。

問い、事件の前後に被告人から連絡を受けたか。答え、連絡はなかった。

なお、発言した裁判員は被告人質問をした3人のうちの2人であった。

裁判官からは補充尋問はなく、再主尋問として面会の頻度が確認された後、証人尋問は終了した。翌日論告と最終弁論がなされることを確認して第二回公判は閉廷となった。

⑩論告

第三回公判は平成23年2月24日の9時45分に開廷された。予定通り、手続は検察官論告から始められることとなった。

検察官は開始に先立ち、裁判官・裁判員にカラー印刷のA3版2枚組の「要旨メモ」を配布し(大型モニターにて傍聴人にも提示)、これに基づいて論告を行うことを前置きとして述べた上で、まず、本件の争点が殺意および強取の意思の有無にある点を再確認し、論告では殺意と強取の意思をまとめて立証・説明する旨を明らかにした。

次に、犯行に至る経緯とその状況について、基本的には被害者の証言に基づいて事実認定がなされるべきであるとし、その中でも、キャッシュカードの暗証番号と保管場所を聞き出されたこと、および被告人が再三「殺す」という言葉を口にしていたこと、などが重視されるべきであると主張した。検察官は続いて被害者証言の信用性について、それを支える要素として、証言の真摯さや具体性、迫真性、流れの自然さ、客観的証拠との合致、あえて嘘を言う理由がないこと、などを挙げて説明した。

さらに、被告人が借金の返済に困り、金を奪う強い動機を有していたことから、被害者がキャッシュカードを持ち出さなかったことでATMの利用可能時間に間に合わなくなってしまったと思ひ込み、金を得るためには被害者からカードの保管場所と暗証番号を聞き出した上で殺害し、それを自分で利用して預金を引き出すしかないと考えに至ったものであり、人気のない場所に連れ出して首を絞めたり鉄アレイで殴打したり橋から投げ落とそうとしたりしたのは、すべて殺害することを企てたものだったとして、殺意と強取の意思が認められることを強調した。

その後、論告は、それが拠って立つ証拠となっている被害者証言と矛盾する被告人の供述内容に関するものに移り、検察官は、被害者の証言との相違点が大きすぎる点、いくつかの点で弁解が破綻していること、犯行の様態や取調べ開始後の供述の変遷からも分かるように被告人には虚言癖があると見られることなどを挙げ、法廷での発言は信用性に欠けている、と結論づけた。また、自白の任意性に関する被告人の主張に関しては、被害者証言によれば、被告人

10) 詳細は後述するが、大きな論点となり得るやり取りであった。

は被害者に殺意があったことを告白していること、弁護人と数多く接見しておきながら取調べ状況に関しては何も弁護人には伝えられておらず、そこから取調べの件で検察に抗議がなされる、ということもなかったこと、さらに、任意性がなかったとしている調書にも、被害者の証言とは食い違う被告人の主張をそのまま載せている箇所があることなどから、任意性がなかったという主張を裏付ける根拠はない、と断じてみせた。

最後に、量刑に関して、犯行の中で示した強固な殺意と財物奪取の故意、被害者に与えた精神的・肉体的障害の深さ、被害者ならびにその家族の処罰感情、犯行に至る動機と、その後の反省・悔悟のなさ、取調べにおいても嘘を吐きつづけたこと、などを被告人にとって不利な事情として挙げ、一方で本犯行は計画性に欠けていたこと、前科がないこと、治療費の支払いをする用意があることなどが有利な事情として考えられる、とした上で、検察官は、結果として殺人が未遂にとどまったことから減軽がなされるべきであり有期懲役が望ましく、全ての事情を勘案して懲役13年が妥当である、という求刑を行った。

⑪最終弁論

これを受け、弁護人は同じく要旨メモ（大型モニターにて傍聴人にも提示）と判例資料を裁判官と裁判員に配布し、最終弁論を開始した。その冒頭で弁護人は、本件においては傷害罪のみが成立するととどまる、という結論を第一に示した。弁護人は、被告人には前科前歴がなく、事件までは責任ある社会人として生活を送っていたこと、被害者との人間関係はそこまで悪いものではなかったこと、借金の返済は強盗をするまで切迫していたわけではないことなどを理由として挙げていった。弁護人はまた、犯行の際にも、被告人はキャッシュカードで引き出せる額が10万円程度であることを知った時点で執着を失っており、防犯カメラに移る危険性なども認知していたことから、キャッシュカードを強取して自分で預金を引き出す、という意思が形成されたとする見立ては不自然である、と検察側の論告内容を批判した。さらに被告人は被害者を拘束することに成功しているのであって、殺意を抱いたのであれば一挙に殺害に至ることは容易だったはずのものが、首を絞めたときは行為を自ら中止したのであり、そのあと殴打に至るまでの間に車を移動させるという、殺意を抱いていたにしては不自然な動きも示している。鉄アレイでの殴打は、被告人の供述通り偶発的なものであり、その証拠として、出血に気づいた時点で直ちに殴打も中止し、被害者を車内に戻して病院に連れて行こうともしている。さらには、被害者を自宅に連れ帰ったときには室内を物色するなどは何らしていないのであって、これらはすべて、被告人がこうした事態の発生を予想もしていなかったことの裏づけともなっている、と弁護人は述べ、検察官は、被告人が殺害を思い止まった理由について明確にできておらず、説明は不合理である、と結論づけた。

また、弁護人は、被害者の証言に関して、安定しない部分があり信用性にやや欠けている、との指摘を行った。それによると、手首を拘束されていたはずなのに落とされそうになって橋の欄干にしがみついた、という発言や、首を絞められた場所と殴打をされた場所は離れているはずなのに証言から抜け落ちている点などから考えると、被害者の記憶は曖昧であり、不自然さを含んでいると判断されるべきであって、そうなると、暗証番号を聞き出されたという事実も本当であったことなのかどうかは定かではなく、捜査機関側から暗示をかけられた疑いもあるとのことであった。

さらに、被告人自身による自白調書の任意性や信用性に関しては、弁護人は、まず8月21日午前段階の取調べの際に検察側からストーリーが示され、それを認めさせようとする働きかけがあったとし、そのための手段として威嚇や保釈などをちらつかせた理詰めの追及などが行われ、

被告人はもはや何を言っても検察官に信じてもらえない、という感情を抱くに至った、と論じた。そのため午後になって被告人は半ば投げやりになって「暗証番号を聞いたことにしてよいです」という「自白」をしてしまったのであり、翌22日には検察側が用意したストーリー通りの供述調書が作成されたものである、と弁護人は説明した。23日の取調べ過程録画DVDについては、22日に練習が行われた上で録画されたものであり、巷間言われている一部録画の危険性をそのまま内包しているのであって、これをもって自白の任意性が証明されたなどと言うことはできない、というのが弁護人の主張であった。

その後弁論は情状面に関するものに移り、あくまでも傷害罪を前提としながら、物理的・精神的障害を負わせたことへの悔悟の念は十分被告人から窺えること、母親が心理的・経済的援助を申し出ており、更生の余地・可能性が高いと考えられることが述べられた。結論として、配布された判例資料（平成21年の傷害罪に対する量刑分布）をもとに、懲役3年、執行猶予2年が妥当である、との「求刑」がなされた。

最後に被告人が、あらためて殺意と強取の意思を否定し、被害者に対して与えた傷害についての謝意を明らかにしたところで、公判は結審となった。

⑫判決

判決の言渡しは、平成23年2月25日16時から行われた。判決において裁判所は、ほぼ全面的に検察側の主張を受け入れ、被告人に殺意と強取の意思があったこと、及び取調べ段階での自白の任意性について認め、強盗殺人未遂罪が成立するとした。一方で犯行に際しての計画性の欠如、被告人に前科前歴がないこと、母親の経済的・心理的援助の約束などを有利な事情として勘案し、検察側の求刑懲役13年に対し、懲役11年の刑を言渡した【ちなみに被告人は3月8日に控訴しており、現在本件は仙台高等裁判所に係属中である】。

以上、盛岡地裁第5号裁判員事件の公判について、その経過を概観してきたが、この個別具体的なケースに対して、「2. 問題設定」で述べた「裁判員事件の審理方法」を巡って提示された様々な問題提起はどのような示唆を与えてくれるのであろうか。次にこの点を考察していきたい。

4. 考察

①公判前整理手続と公判との関係

刑法学会分科会で第一の問題として提示された、公判前整理手続と公判との関係についてであるが、もとより公判前整理手続は非公開であり、たとえば証拠整理に際して、証拠採用されたものは当然ながら公判廷に出されるが、仮に証拠採用が見送られたものがあっても、公判の内容からはそのことは判然としない。したがって外部からはこの問題を分析的に考察することには相当程度の困難さがつきまとっているのであるが、それでも以下の二つの点については論じることが可能であると思われる。

第一に、分科会の際にも中心的に採り上げられていた、自白の任意性についての立証の「場」に関する問題がある。証拠能力の立証については、杉田報告では、基本原則として「公判で」なされるべきである、という姿勢が示され、後藤報告でも、「証拠能力と証明力が密接に関わっているときには」という条件付きではあるが、公判でこれを行うことには賛意が示されていた。自白の任意性立証は、まさに証拠能力と証明力が密接な関わり合いを有している局面であるこ

とから、一見すると裁判員を交えた公判の場において検討がなされることが望ましいようにも思える。ただし後藤報告では、証拠能力がない証拠を裁判員に見せない、という原則も重視されるべきであるとして、任意性に関する判断は公判前整理手続で結論を出しておき、証拠能力を持たないとされた自白はその時点で証拠から排除すべきである、とも述べられていた。その上で、証拠能力が認められた自白については、補助事実としての信用性判断に関して公判で再度扱うことがあってもよい、というのが後藤報告の趣旨であった。裁判員法第6条1項及び2項からすれば、証拠の証拠能力は裁判員の判断事項には含まれない。もちろん、自白の任意性を認めるか否かは判決を左右する重大な問題であるため、公判で裁判員を交えた検討がなされるべきである、という主張にも一定の正当性があるが（裁判員法第60条、第68条第3項）、いずれにせよ、任意性の存否の判断に裁判員をどの程度関与させるのか、という問題に関しては、杉田報告でも別の部分で見解が統一されていないことが示されており、慎重な取扱いが必要な事項であると言えるだろう。

これを本事例に敷衍するならば、検察側は冒頭陳述で自白の任意性を立証の対象として明示し、また実際の証拠調べに際しても取調べ過程録画DVDや接見記録等を「証拠の証拠能力を争う証拠」と位置づけていること、また判決文においても「被告人は、取調官に怒鳴られるなどしたため、恐怖心からやむを得ず、虚偽の自白供述をしたと弁解するが、その供述内容に照らして取調官による誘導や押し付けが考え難いことは前記のとおりである」と述べられており、裁判所が虚偽排除説的な立場から自白の任意性を検討していることは明らかであることから、任意性判断は公判の場で行われたと判断してよいだろう。ただしこれについて、証拠能力が定かではない証拠を裁判員に見せてしまった、と消極的な評価が下されるべきかどうかは、なお一層の掘り下げた分析が必要になると考える。後述のように、本事例に関しては任意性と信用性が区分されず、総合して判断の対象とされた可能性があるからである。

それはひとまずおくとして、公判前整理手続と公判との関係についてもう一つ考察が必要なポイントとなるのは、検察側の証拠調べが終了した際に、裁判長から検察官に、「甲一号証に関しては撤回でよいのか」という確認があり、検察官がこれに同意して当該証拠が証拠調べから外された、という事実である。これも詳細については後述するが、被告人質問の際に、証人尋問の内容を巡って検察側と弁護人側との間に不可思議なやり取りが交わされ、結果として証人の公判における供述内容の一部が「なかったもの」となり、事実認定の対象から外されるという一幕があった。口頭主義の原則からすれば摩訶不思議とも言える経過が辿られたわけであるが、もしも仮に、撤回された甲一号証が被害者の供述調書であり、その当該部分に、証人となった被害者が証人尋問の際に話した内容と異なる供述があったとすれば、（手続上の問題はともかく）前後のつじつまは合うように思える。刑事訴訟法第316条の14第1項第一号に従い、公判前整理手続において検察官は当然に証拠請求した甲一号証を弁護人側の閲覧もしくは謄写に付したはずで、弁護人側もそれを読み、供述内容を理解していたことだろう。それが検察官・弁護人ともに先入観となって残り、証人の公判における供述が食い違う部分に上書きされたとすれば、伝聞法則に基づく証拠能力の有無を巡る判断はおろか、刑事訴訟規則199条の10・11にあるような提示すらなされていない書面によって口頭による証言内容が歪められたことになる。以上はあくまで推測に基づくものでしかないが、しかし現実には起こり得ない話ではない。公判前整理手続における証拠の閲覧が当事者にも一定の先入観を与え得ること、および、それが結果的に撤回や排除によって公判から除かれた際にどのような影響を及ぼし得るのかについては、特に弁護側の問題として検討されるに値するものではないだろう。

②伝聞法則の運用のあり方

次に、伝聞法則の運用のあり方の問題に移りたい。分科会において杉田報告では、裁判員事件における書証の扱いについて、制度導入以前と比べそれが多用されている現実が変わりはなく、伝聞法則の原則と例外が逆転しているとの批判は成り立ち得るとしながら、裁判員は公判廷以外では書証を読まない、という大前提に基づき、量的な減少、コンパクト化の試み、統合調査報告書¹¹⁾などの二次的証拠の活用などにより、書証利用の実質には大きな変化が見られている、とした。具体的には図面・写真の採り入れや書画カメラの利用などがその例として挙げられるが、こうした試みは実務においては大きな問題を生じさせるには至っていない、と結論づけている。次に杉田報告は、被告人供述調書の取調べについて、任意性・信用性それぞれに関する争いの有無によって扱いが変わってくるべきことを前提に、それぞれの場合について説明を述べているが、本事例に即して任意性の争いがある場合について言えば、実務では、罪体に関する被告人質問を行った後、任意性に関する証拠調べに入り、そこでは被告人質問や取調官の証人尋問のほか、取調べ経過一覧表、供述経過一覧表、取調べ録画DVD、被疑者ノート、取調べメモなどが証拠とされている場合が多いとされた。また、任意性の部分だけを切り取り、ミニ冒頭陳述・弁論・中間評議が行われるケースも一部で見られるとのことであった。また、刑事訴訟法第328条のいわゆる弾劾証拠の扱いについて、大方の方向性は本条に基づく書証の証拠採用は控え、証人尋問あるいは被告人質問の中で、刑事訴訟規則第199条の10あるいは11により書面の提示をなす手法が用いられるべきであるとも述べていた。

これに対し松田報告では、書証の利用について、争いのない事例における書証の積極的利用については裁判員の負担軽減という面からも肯定的に評価できるとしたが、これに対して会場から、「書証依存型の国民参加」になってしまいかねない、という危惧や、弁護側が争わず証拠採用に同意したからといって無制約に書証による証拠調べを認めてよいのか、という問題提起がなされた。

また、これに加えて、「自白の任意性審理」ワークショップでの議論内容もここで触れておきたい。上述の通り、ここでは裁判員事件における一部録画DVDを用いた審理のあり方が検討の対象となり、問題点として、こうした証拠方法を証拠法上どのように位置づけるか、それは現実的に任意性をめぐる心証形成に影響を及ぼしているのかどうか、といった点が挙げられていた。

これらを本事例に敷衍するならば、上述の証拠調べ内容を見れば一目瞭然であるように、書証はやはり数多く採用されていた。しかし、統合捜査報告書というかたちではないものの、杉田報告にあるような図面・写真の取り入れや書画カメラ利用による「わかりやすさ」の追求は相当程度までなされていたように思われる。また、ビデオリンクを利用してまで被害者の証人尋問にこだわったことにより、争いのない部分は書証、ある部分は人証という証拠の使い分けはまずまずできていた、と評価すべきだろう。

一方で、被告人供述調書の任意性が問われた今回の事件については、取調官が公判担当検事と同一人物であった¹²⁾ためかその証人尋問は行われず¹³⁾、取調べ経過一覧表と取調べ録画DVDが証拠として申請された。供述経過一覧表は用いられず、代わりに被告人が供述を変えた8月

11) 杉田報告レジュメでは統合調査報告書について、以下のように定義されている。「検察官が、特定の立証課題ごとに、複数の捜査書類、供述調書等から必要な情報をピックアップしてまとめた二次的証拠。」

12) このようなことは公判部と刑事部とが独立していない地方検察庁では往々にして起こりうると思われるが、証人尋問がなされたケースはあるのだろうか。興味深いところである。

19日以降、21日、22日、23日の供述調書そのものが証拠調べを受け、これに重ねて弁護人の接見記録と、盛岡地検が受理した弁護人からの抗議記録とが検察側から証拠として提出された。ミニ冒頭陳述、中間評議などは行われなかった。

結果的に、供述調書の任意性についてどの証拠が決定打となりそれが認められるに至ったのかは判決文では明示されていない。取調べ過程の一部録画DVDが任意性判断のための証拠として用いられた他の事例を見ても、判決文で必ずしもDVDについて言及がされているわけではない¹⁴⁾。仮に、本事例も含めて、判決文においてDVDが採り上げられていない理由を、そこに踏み込むまでもなく任意性についての判断が可能であったためと理解するならば、ワークショップでも挙げられていたように取調べ過程の一部録画DVDが任意性をめぐり心証形成に及ぼす影響の程度は、さほど高く見積もられるべきではないということになろう¹⁵⁾。

なお、本事例では、取調べ過程の一部録画DVDは、検察側より、供述調書の証拠能力を証明するための補助証拠として申請された。内容は上述の通り、当日取られた調書の黙読による確認と、いくつかの事項に関する確認の質問、それらを踏まえた調書への署名・捺印の様子からなっていたようである。被告人質問における供述を信じるならば、録画の前日に、そうとは明らかにされていなかったものの、翌日のための練習とも受け取れるやり取りがあったと言う。弁護人側はこの点も含め、一部録画の問題点を最終弁論で訴えていたが、上記の通り判決文ではDVDそのものに全く言及がなかったため、弁護人のこの主張も素通りされたかたちとなってしまった。

また、本事例における任意性の判断に関しては、弁護人との接見状況に関する証拠が検察官から提出されたことが被告人にとって致命的な結果を招くこととなった。この可能性についてはワークショップでも危惧する声が上がっていたが、平成23年2月23日大阪高等裁判所判決においても、同じく取調べの録画DVDが再生されたにも拘らず自白の任意性を否定した第一審判決が破棄され、弁護人が取調べに誘導されないよう連日の接見で助言していたことを理由に自白の任意性を肯定して逆転有罪が言渡された。これらは弁護人の正当かつ必要不可欠な弁護活動が被告人にとって不利益な事情となり得ることを示すものであり、任意性の判断基準として用いることには妥当性に疑いがないとはしない¹⁶⁾。とはいえ、弁護人と接見を重ねていながら威嚇や脅迫による取調べの実態や自白調書を取られたことを報告していない、という点が不利益な判断材料とされることには一定の説得力があり¹⁷⁾、これをいかにしてクリアしていくかは今後の弁護人の被疑者弁護活動における大きな課題となるだろう¹⁸⁾。

13) ちなみに、平成22年9月1日から同月30日までの1か月間に、全地検・支部・区検の検察官が終局処分を行った身柄事件（被疑者を逮捕・勾留した事件）および同年10月1日から同年11月30日までの間に検察官が終局処分を行った身柄事件で任意性が争いとなった218件のうち、被告人質問のみが行われた事件が101件（46.3%）、特段の審理が行われなかった事件が12件（5.5%）などとなり、合計137件（62.8%）については、取調官の証人尋問が実施されていない。他方、被告人質問と取調官の証人尋問の両方が実施された事件は合計81件（37.2%）であったとのことである。法務省『取調べに関する国内調査結果報告書』平成23年8月。

14) 同上。

15) 自白の信用性に関する一部録画DVDの証拠価値に関しては、笹倉香奈「自白の信用性立証と取調べの一部録画DVD」『法学セミナー』54巻5号、2009年、124頁。

16) この点を被疑者段階での弁護活動の限界と関連付けたものとして、上田國廣「被疑者弁護を通じた取調べの適正化（特集 取調べの可視化と捜査構造の転換）」『法律時報』83巻2号、2011年、19頁。

17) この点について、平成元年1月23日付最高裁第二小法廷決定は接見「後」の自白の任意性に関するものであって、本事例や平成23年2月23日大阪高裁判決とは様相を異にしている。

総体として本事例においては、任意性と信用性の区別を明確にした審理はなされていなかったように筆者には感じられた。任意性の意味するところについて裁判員にどのような説明がなされていたのかは定かではないが（公判廷でそれらについての説明が裁判官からなされる場面は見受けられなかった）、「被告人は…と供述しているが、このような目的は、上記のような暴行の態様にはそぐわず、不自然であって、信用することが困難である」あるいは「さらに、その供述内容…は、取調官がその内容を創作して押し付けられるようなものではない」といった判決文の表現も、虚偽排除説に基づいた任意性判断とも、信用性に関する判断¹⁹⁾ともいづれも取れるようなものとなっている。その意味では、ワークショップの際に一つの意見として出されていた、自白の任意性と信用性とを無理に区別することなく、「取調べの限界」の問題として捉えればよいのではないか、という見解が（無意識的にであれ）採用されていた、とも理解することができるかもしれない。

③分かりやすい審理

第三に、「分かりやすい審理」というテーマを取り上げたい。上述の通り、このテーマについては、書面を用いた当事者の主張の要否および使用のあり方、原証拠の二次的証拠化の適正性、特に写真や映像による過度に情緒的な主張・立証の許容性、証拠と主張の区別の明確性、情状のみに関連すべき情報が罪責認定に影響する危険性、という5点がサブテーマとして挙げられていた。これらのそれぞれについて、本事例を考察していきたい。

i) 書面を用いた当事者の主張の要否および使用のあり方

本事例においても、冒頭陳述や証拠調べ、論告あるいは最終弁論において、検察官・弁護人の双方がレジメを裁判官・裁判員に配布する姿が見受けられた。分科会では、裁判員事件では慣例となりつつあるこうした「主張書面」の使用について、杉田報告・加藤報告ともにその必要性や有用性は否定し難いとするものの、ともすれば裁判員が口頭主義に基づく法廷でのやり取りではなく、こうした書面に依存してしまう危険性があり、ひいては悪い意味での「精密司法」への逆行につながりかねないという危惧を異口同音に表明していた²⁰⁾。本事例に関しては、配布されたレジメの分量自体がそれほど多いものではなく、大型モニターにて傍聴人に公開された部分については極めてシンプルに要約され、それ自体の理解に手間取るような内容のものではなかった上に、それを検察官・弁護人が口頭にて補いながら説明する、という手順が踏まれていたため、裁判員が書面の読解に集中し過ぎて口頭での審理がおろそかになってしまう、という状況はなかったように思われる。概して本事例においては書面利用についてメリハリが効いており、口頭での説明・主張との均衡が取れていた。

18) 上田, 前掲。

19) 自白の信用性に関する「注意則」について、渡部保夫『無罪の発見—証拠の分析と判断基準』, 勁草書房, 1992年。

20) 両報告とも、そこに日本の比較法的・文化的特色を見出しているが、重要な指摘である。法発展史を概観しても、ローマ法・ゲルマン法という口頭による法運用を原則とするシステムを源流とする西欧と、中国の影響の下で書面主義に基づく法のあり方を所与のものとしてきた日本との文化的差異は明らかである。口頭主義の実質化にはこうした文化的・歴史的要因に対する考察が不可欠であり、容易に解決されざるものであることを我々は改めて肝に銘じなければならない。理念だけを声高に主張したり、小手先の手続改正を重ねたりするだけでは全く不十分なのである。歴史的考察について、岩波敦子『誓いの精神史—中世ヨーロッパの〈ことば〉と〈ところ〉』, 講談社選書メチエ, 2007年, 192頁以降参照。

ii) 原証拠の二次的証拠化の適正性

ただし、レジュメの内容がシンプルに要約されていることは、分科会で次に挙げられていた原証拠（一次的証拠）の二次的証拠化の際に生じうる、情報量縮減による変質という問題につながりかねない。この点についてもやはり、杉田報告と加藤報告は声を揃えて、その有用性は否定されるべきではないとしながらも、原証拠のリアリティやディテールが失われてしまうおそれがあることを指摘している。特に加藤報告では、それが資料作成者による恣意的かつ不適切な情報の取捨選択にまで及ぶ可能性も指摘され、二次的証拠を調べる上で必要がある場合には原証拠の直接的な取調べを検討する余地を残すことが主張されていた。

本事例においては二次的証拠の代表例とも言える「統合捜査報告書」の作成・利用はなされなかった。また、上述の通り、配布されたレジュメ自体は簡潔な要約が多くとも、口頭による補足や写真・図面の効果的な利用により、一次証拠のリアリティやディテールが問題視するに足るほど失われることはなかったと、少なくとも傍聴席からは感じられた。加えていえば、供述調書は要旨告知で代替されることなく、すべて全文が朗読されており²¹⁾、過度な情報量の縮減は見られなかったように思う。

iii) 特に写真や映像による過度に情緒的な主張・立証の許容性

分科会での次の課題となった裁判員の情緒を過度に刺激する主張・立証について、杉田報告および加藤報告では、特に写真や映像の取扱いに関連づけて論が展開された。そこでの具体例としては死亡被害者の遺体写真の証拠調べや生前の被害者写真や人生記録に関する証拠調べ、論告・弁論における傷害被害者の受傷状況写真の引用を用いた主張、などが挙げられていたが、いずれも、証拠の要否・可否を判断する上では証拠法の大原則たる関連性の有無が基準として用いられるべきであり、たとえば各種写真については、被害者の死亡事実そのものや遺棄の状況、創傷の状況等を証明するための証拠としてであれば関連性が認められる可能性はあるものの、立証趣旨がそれと異なる場合にはそれを認めず、証拠請求を許さない運用が必要になると結論づけていた。

本事例においては証拠調べの際に、裁判員の手元の小型モニターに被害者の受傷状況写真が投影された。傍聴席からは現物がどのようなものだったのか、その衝撃度がどの程度のものなのかは判断がつかなかったものの、関連性という点では、争点のひとつである殺意の認定に関連性があり、判決文にもたとえば「鉄アレイの殴打行為による創傷は、複数が認められ、それらが被害者の頭部に集中していることに照らすと、被告人が殊更に被害者の頭部を狙ったことがうかがわれる」といった言及がみられることから、ここでの写真を用いた証拠調べは、過度に情緒的というほどではなく許容性の範囲内であったと思われる。また、論告・弁論においては、配布された資料に写真の掲載はなかった模様である。

iv) 証拠と主張の区別の明確性

同じく論告・弁論に関する問題点として、分科会での両人の報告では、そこで証拠の引用が過度に詳細かつ具体的なものになっている場合、その部分の証拠だけ再度取調べをするような

21) もっとも、供述調書に関して一次性を問題にするならば、独白形式を用いて記された供述録取書はすべて真の意味での一次性が欠けていると判断すべきだろうし、それは本事例についても同様であるわけだが、それはまた別の問題であろう。

効果を与えてしまいかねない、という点が挙げられた。同様に、冒頭陳述に際しても証拠内容を実質的に明らかにしてしまうような内容で行なわれることは、まだ証拠調べを経ていない証拠に関する情報を裁判員に伝達することにもなり、証拠と主張との混乱を招きかねない、という懸念も示されていた。もちろん、論告・弁論において主張の根拠として証拠を引用したり、冒頭陳述でこれから証明しようとする事実について概括的に証拠に言及することは許されるものではあるが、その程度が問題になるとするのである。

この点、本事例では、冒頭陳述、および論告・弁論ともに、証拠と主張は明確に区分されていた印象を受けた。検察側の冒頭陳述では要旨メモと同時に証拠の一覧表が配布されたが、これは実質的には証拠標目一覧表（刑事訴訟法第316条の27第2項）と同等のものであり、証拠の実質内容についての記載はなされておらず、あくまで、これこれの点については一覧表記載のこれこれの証拠により証明する、というかたちで、冒頭陳述で明らかにされる検察側の立証予定についての説明を補助する目的にのみ利用されていた。また、論告に際しては配布された要旨に証拠そのものの記載はなく、口頭での論述における証拠の引用も必要最小限の言及にとどまっており、いずれも、混乱を招くような種類の内容ではなかった。

v) 情状のみに関連すべき情報が、罪責認定に影響する危険性

分科会での杉田報告は、最後の問題点として、情状に関する証拠や公判でのやり取りが罪責認定に影響を与える危険性を取り上げ、いわゆる手続二分論的運用の当否について論を展開させた。刑事訴訟規則第198条の3の規定を根拠として、罪責・量刑の手続的区分は「できるだけ…区別して行うよう努めなければならない」とされているが、杉田報告ではさらにそれを一歩進め、罪責に関する中間評議を挟み込むことが提案され、報告者が裁判官として担当した大阪地裁での公判においてそうした運用が実際に行われている旨の報告があった。加藤報告でも、罪責認定の純粋性の確保や、弁護人の、罪責についても争いながら情状酌量のための弁護活動をも行わなければならないジレンマを回避する²²⁾という必要性にも適っていること、英米法・ドイツ法ともに学説では支持されていることなどを根拠として、この方向性は強く支持された。

本事例に関しては、私見ではあるがこの問題が典型的なかたちで表面化したように思う。上述の通り、情状証人として弁護人側が申請した証人に対する反対尋問の中で、被告人が事件後身柄拘束されるまでの間に遊興費の振込を受けていたことが明らかにされた。言うまでもなく、これはあくまで情状証拠に過ぎず、公訴事実や被告人の責任とは何ら関係がない。その意味で、検察官の尋問それ自体は、情状に関する適切な証拠調べであったと評価されこそすれ、批判されるには全くあたらないものである。

しかし、罪責を巡る中間論告・弁論も、中間評議も経ていない段階で明らかになったこの事実は、仮に、裁判員の被告人に対する悪感情を増幅させ、罪責認定に影響を及ぼすこととなったとしても不思議ではない、強烈なインパクトを持つものであった。少なくとも傍聴席にいた筆者にはそのように感じられた。裁判長も同種の危惧を抱いたのであろうか、この反対尋問の直後に一度休廷が挟まれている。この休廷のタイミングがいかに不自然だったかは、再開後には2人の裁判員から1問ずつの補充尋問と、再主尋問が1問なされただけでこの日の公判が閉廷となっていることから窺える。これは推測であるが、この休廷中に、直前の反対尋問のやり取りについて、それが罪責認定に影響を及ぼすべきでない旨、裁判長から裁判員に向けて説明

22) 垣花豊順「手続二分論」『刑事訴訟法の争点 新版』, 1991年。

があったのではないだろうか。

この推測が当たっているにせよ外れているにせよ、この光景を目の当たりにした筆者としてはやはり裁判員事件では手続二分論的運用が検討されるべきだという思いを強くする結果となった。そうした運用方式を採用することは真相究明という刑事手続の最大目標の実現に適うものでもあるうえ、審理の目的を明確化し、裁判員の負担を軽減させる副次的な効果も期待できる。裁判長の訴訟指揮権の問題はあるとは言え、少なくとも裁判員審理対象の否認事件については、最高裁判所が指針を示すなどして中間評議の導入を推進していく必要があるだろう。また、裁判員法の再検討の俎上に載せられ、立法化が検討されることが望ましいと考えるものである。

5. おわりに

以上、第89回日本刑法学会大会の分科会およびワークショップにおいて裁判員事件の審理に関して挙げられた問題点に即し、本事例を考察してきた。以下では、本稿の結びとして、本事例においてこれらの問題点とは別に顕在化した一つの疑問について言及し、簡単ではあるが検討を施してみたいと思う。それは、検察官一体の原則と直接主義・口頭主義との関係をどう考えるか、という問題である。

公判前整理手続と公判の関係についての考察の中でも触れたが、本事例における被告人質問の最中に次のようなやり取りがあった。犯行状況についての弁護人からの質問中、被告人が、被害者を家から連れ出したときにテープで拘束した事実はない、と回答したのに対して、弁護人は、被害者が証人尋問の際に、その時点で手足を拘束されたと証言していたことを挙げて確認を求めたところ、検察官から異議が申し立てられた。異議の内容は、証人はそのようなことは証言しておらず、弁護人の誤導だとするものであった。これを受けて裁判長が弁護人の意見を確認したところ、弁護人は質問を取り下げたのである。

しかし、既に述べた通り、筆者の記憶によれば、証人尋問の際、証人である被害者は、家を出たらずぐにタオルで目隠しをされ、ガムテープで縛られた旨を証言していた。そしてより重要なことに、その証人尋問の場に、異議を申し立てた検察官その人は在廷していなかったのである。つまり、検察官は自らが直接経験しなかった証人の公判での供述内容の正確性に関して異議を唱えたことになる。

これについては弁護人が引き下がったことにも問題があり、その背後に甲一号証の影響が推測されることは上述の通りだが、しかしこのような異議そのものに正当性を認めるべきかどうかについても考慮がなされるべきではないだろうか。もちろん、直接主義にせよ口頭主義にせよ、本質的には裁判官の証拠調べに関する原則であり、公判を通じた検察官の在廷を義務づける根拠となるものではない。むしろ検察官一体の原則に基づけば、担当の検察官が一人でも在廷していたときの経験内容をもとにして、他の検察官が弁論を行うことも否定されるものではないだろう。それでも、こうした実務のあり方が、刑事訴訟法が想定する公判の本質と相容れるものなのかどうかは疑いを抱かざるを得ない。検察改革が様々なかたちで進行している現在、検察官一体の原則についても捉え直すべきとする声²³⁾があげられているが、同感である。この点についてはいずれ機会を捉えて深く考察してみる必要があると感じている。

本事例は、たった一つの、四日間に過ぎない裁判員事件の公判であるが、しかるべき見地から考察を加えたことにより様々な論点が浮かび上がってきた。もちろん、裁判員事件の審理を

取り巻く課題は本稿で取り上げたものにとどまらない。しかしそれらを問題として顕在化させることは、裁判員事件の総体に対する量的な分析と、個々の事例を題材とする質的な検討からしかもたらされ得ない。制度導入後3年目の再検討の時期を間近に控えた現在、前者の量的研究は各所で盛んに行われてはいるものの、質的な検討については散発的なものにとどまり、およそ十分であるとは言い切れない状況にあるように思える。特に地方での事例について、当所所在の刑事法学者を中心とした積極的な情報収集とその集約が望まれるところである。

23) 例として、佐藤博史「足利事件と検察官の責任」『法律時報』83巻9・10号、2011年、4-11頁。また、「座談会 足利・村木事件の教訓と刑事訴訟法学の課題」同、43-44頁の川崎英明・弘中惇一郎発言も参照のこと。